

## 令和3年度介護保険施設等集団指導資料のポイント

### 【介護老人保健施設】

資料番号等	資料名	ポ イ ン ト
主眼事項及び 着眼点	主眼事項及び 着眼点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の介護報酬改定に基づき、人員基準・運営基準・介護報酬算定等について、チェックのうえ基準違反のないよう留意してください。</li> <li>・併設事業所等における勤務状況が不明確であり、人員基準の確認に時間を要する事業所が散見されたため、令和2年度の実地指導から、兼務職員について、兼務先の勤務表等も確認しています。御協力をお願いします。</li> <li>・また、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」が厚労省より発出されていますので、取扱いについて留意してください。 各基準等の可否が不明な場合は、自己判断せず、地域振興局・支庁または介護保険室にお問い合わせください。</li> <li>・なお、変更届については、変更後10日以内に提出してください。</li> </ul>
共通資料 1	令和3年度介護報酬改定の概要について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることとされました。</li> <li>・「1. 感染症や災害への対応力強化」においては、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築するため、感染症対策の強化や災害への地域と連携した対応の強化等、日頃からの備えと業務継続に向けた取組を推進することとされました。</li> <li>・「2. 地域包括ケアシステムの推進」においては、認知症への対応力向上に向けた取組の推進や看取りへの対応の充実等、住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進することとされました。</li> <li>・「3. 自立支援・重度化防止の取組の推進」においては、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化や介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進等、制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進することとされました。</li> <li>・「4. 介護人材の確保・介護現場の革新」においては、介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進やテクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進等、喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応することとされました。</li> <li>・「5. 制度の安定性・持続可能性の確保」においては、評価の適正化・重点化や報酬体系の簡素化を図り、必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図ることとされました。</li> <li>・詳細については、各サービスの主眼事項及び着眼点をご確認ください。</li> </ul>
共通資料 2	介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法上、労働時間・休暇の付与等雇用主が遵守する規程が定められています。従業者の方から、本県の介護事業所等の指導係にも基準違反ではないかなどの苦情が寄せられています。 基準を遵守のうえ、適切な雇用に努めてください。</li> <li>特に訪問介護労働者については、2-13～2-17ページに労働時間の取扱いが記載されています。事務所から利用者宅等往復の移動時間も労働時間に含まれますので留意してください。</li> </ul>

## 令和3年度介護保険施設等集団指導資料のポイント

### 【介護老人保健施設】

資料番号等	資料名	ポ イ ン ト
共通資料3	業務管理体制の整備等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務管理体制の整備については、法人が届出を行うよう介護保険法で定められています。</li> <li>・届出の内容は、事業者の名称、主たる事業所(法人)の所在地、代表者、法令遵守責任者等です。</li> <li>・届出の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出してください。</li> <li>・令和3年4月から指定事業所が鹿児島市内にのみ所在する事業者(法人)については、届出先が鹿児島県から鹿児島市に変更されましたのでご注意ください。</li> <li>・また、令和3年4月から届出書の押印が不要になりましたので、電子メールでの提出も可能になりました。</li> <li>・検査は、概ね6年に1回、書面により、整備・運用状況を確認するための一般検査を実施しておりますので、対象となった事業者(法人)はご協力願います。</li> <li>・また、指定等取り消し相当事案が発覚した事業者を対象として実施する特別検査があります。</li> <li>・3-23ページ以降に令和2年度業務管理体制整備一般検査における自己点検報告書の県全体の取りまとめと別紙に各項目の具体的な取組事例を掲載していますので業務の参考にしてください。</li> </ul>
共通資料4	高齢者虐待防止について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数は、全国では年々増加しています。本県でも増加傾向にあり、平成30年度が過去最多の9件、令和元年度も8件で横ばいとなっています。</li> <li>・令和元年度の8件の状況としては、虐待の類型は「身体的虐待」「心理的虐待」の順に多くなっている。被虐待者は、約9割が女性であり、年齢は85歳以上の方が約7割を占めています。</li> <li>・虐待防止に向けた課題としては、「組織運営上」においては虐待防止等の取組が不十分であること、「虐待を行った職員」においては職員のストレス・感情コントロールが多く挙げられています。</li> <li>・平成18年に施行された高齢者虐待防止法には、「養介護施設従事者」について、P4の表にある施設等において業務に従事する者と定義されており、これには、直接介護サービスを提供しない施設長や事務職員、介護職以外で直接高齢者と関わる職種も含まれます。</li> <li>・養介護施設従事者は、自身の従事する施設等で高齢者虐待を発見した場合は、生命等への重大な危険の有無にかかわらず通報義務があります。</li> <li>・通報者は、P6にあるとおり、法21条の規定により「秘密漏示罪」や「守秘義務違反」に問われることはなく、また、通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けないとされています。</li> <li>・虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら、速やかに、市町村へ通報していただきたい。</li> <li>・また、虐待と疑われるような事案が発生した場合は、適切なケアやサービスの提供ができていないか、組織体制に改善すべき点はないかなど、確認及び検討を行い、早期発見・早期対応に努めていただくようお願いいたします。</li> </ul>

## 令和3年度介護保険施設等集団指導資料のポイント

### 【介護老人保健施設】

資料番号等	資料名	ポ イ ン ト
共通資料5	事故発生時の 報告マニュアルについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供時に事故が発生した場合は、保険者への報告をお願いします。</li> <li>・今回、事故報告の様式を国が定めた標準様式に改正しています。</li> <li>・また、事故報告の対象となる新型コロナウイルス感染症については、利用者に感染者が1人発生した段階で報告してください。</li> <li>・報告の手順・内容につきましては、5-2ページのフロー図で「サービス提供時に事故発生」、「事業者から保険者へ電話による報告」、「事業者から保険者へ電話による報告」に示していますので確認していただき、速やかに報告を行ってください。</li> <li>・過去、利用者ご家族より、「事業所の事故対応が適切になされていない。事故報告がなされているか。」と、保険者・県へ苦情・開示請求等もありましたので、適切な対応をお願いします。</li> </ul>
共通資料6	介護サービス 情報公表制度 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス情報の公表制度は、利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、介護保険法で義務づけられているもので、前年度の介護報酬額が100万円を超える事業所・施設及び新規の事業所、施設が対象となります。</li> <li>・なお、該当する事業所等へは、県（介護保険室）から、9月以降、個別に通知しますので、事業所等におかれましてはインターネットを活用した「介護サービス情報公表システム」を通じて、必要な情報の入力作業をお願いします。</li> </ul>
共通資料7	介護職場にお けるハラスメ ントに関する 研修の手引き 等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月、厚生労働省において、介護事業者が、「介護現場におけるハラスメントの実態を把握するとともに、各事業所において対策を講じるための基礎的な資料」、「職員に対し、介護現場におけるハラスメントの未然防止や発生時の対策についての研修等を行うための基礎的な資料」、「介護サービス、疾病・障害、法律等に関連する行政や関係機関その他の関係者が、介護現場におけるハラスメントの実態を把握し、その対策や介護事業者との連携の必要性を理解するための基礎的な資料」を想定して、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を策定していますので、研修等に活用してください。</li> </ul>
共通資料8	腰痛予防につ いて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省の作成した「看護・介護作業による腰痛を予防しましょう」を添付していますので、職場での研修に活用していただき、常時閲覧できるような体制づくりを講じてください。</li> </ul>
共通資料9	熱中症予防に ついて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省の作成したリーフレット「熱中症予防のために」を添付していますので、高齢者への注意や職員への啓発にご活用ください。</li> <li>また、職場研修での活用及び常時閲覧できるような体制づくりを講じてください。</li> </ul>

## 令和3年度介護保険施設等集団指導資料のポイント

### 【介護老人保健施設】

資料番号等	資料名	ポ イ ン ト
共通資料10	介護支援専門員の各種手続きについて	<p><b>【介護支援専門員の各種手続きについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員の更新手続きについて、有効期間の更新を希望される方は、研修受講後、必ず有効期間内に手続きを済ませ、交付を受けてください。</li> <li>・更新手続きを行わないまま有効期間が切れた場合、それ以降は介護支援専門員として業務に従事することはできません。</li> <li>・手続きの完了までに概ね1ヶ月かかることがありますので、余裕を持って手続きを行ってください。</li> <li>・また、住所・氏名に変更があった場合も、変更手続きを行ってください。</li> </ul> <p>・県からの通知や重要なお知らせは、登録のある住所・氏名に対して行いますので、変更手続きが取られていないと、お手元に届かないことになります。</p> <p>・これらの介護支援専門員の各種手続きにつきましては、自己責任になりますので、業務で携帯する介護支援専門員証の有効期間は、今一度、ご確認ください。</p> <p>・また、管理者の方へお願いですが、所属する介護支援専門員の有効期間を再度チェックしてください。</p> <p>・有効期間満了日以降に、介護支援専門員証の交付を受けずに業務についた場合は、介護支援専門員の登録の消除や介護報酬の返還を求められる場合がありますので、十分ご注意ください。</p> <p><b>【特例措置について】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により資格更新時期を過ぎる介護支援専門員については、国通知に基づき、特例として、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員資格の特例措置について（通知）」のとおり取扱っております。</p> <p>○特例措置の詳細</p> <p>対象者：令和2年7月29日時点で登録地が鹿児島県である介護支援専門員のうち令和2年4月1日から令和4年3月31日までに有効期間が満了する方</p> <p>有効期間の取扱い：有効期間満了日の翌日から2年間は資格を喪失しない取扱いとする。</p> <p>※令和2年4月1日から令和4年3月31日までに介護支援専門員証有効期間が満了する者については、現在の有効期間満了日から2年間は、現在の介護支援専門員証を使用し、業務に従事できることとなります。</p> <p>更新に必要な研修を修了した方については、更新手続きを行った上で、当初の有効期間満了日から5年間有効の証を交付することとなります。</p> <p>※特例措置は、介護支援専門員の有効期間にのみ適用され、主任介護支援専門員の有効期間には適用されませんので、御注意ください。</p> <p>主任介護支援専門員の方は、従来どおり有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修を修了し、更新手続きを行ってください。</p>

## 令和3年度介護保険施設等集団指導資料のポイント

### 【介護老人保健施設】

資料番号等	資料名	ポ イ ン ト
共通資料11	認知症が疑われる高齢者の早期診断・早期対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者については、早期診断、早期対応が重要であり、医療と介護の連携が求められています。</li> <li>・ 認知症高齢者の早期発見・早期支援のためには、かかりつけ医の日常診療における気づきをきっかけに地域包括支援センターや介護職等につながる方向（医療から介護へ）と、サービス利用時における介護職等皆様方の気づきから、かかりつけ医等につながる方向（介護から医療へ）の双方向の連携体制が必要とされているところです。</li> <li>・ 早期発見・早期対応については、症状の改善や進行抑制が可能となる場合があります。意義があることから、サービス利用者の方で認知症が疑われるケースについては、早い段階で地域のかかりつけ医等と連携をとって早期受診につなげるなど、適切な対応への御協力をお願いします。</li> <li>・ なお、認知症の相談・医療体制として、専門的な診断や治療等を行う認知症疾患医療センターを、現在、県内11か所設置しています。専門医療相談の窓口として活用してください。</li> </ul>
共通資料12	認知症介護実践者研修等の受講について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿児島県が県社会福祉協議会を研修実施機関として指定して実施している研修については、令和3年度からZoomによるオンライン研修となっています。</li> <li>・ 「認知症介護基礎研修」は、令和3年度より医療・福祉関係の資格を有しない者に受講させるための措置が事業者に義務づけられました（3年間の経過措置あり）。</li> <li>経過措置終了後（令和6年度以降）の新入職員の受講は1年の猶予期間があります。</li> <li>・ 「認知症介護基礎研修」は、令和3年度中にeラーニングへ移行する方向で、現在準備を進めているところです。</li> </ul>
共通資料13	介護人材確保対策に係る主な事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県においては、資料に掲載しているように、各種人材確保にかかる事業を展開しています。</li> <li>・ なお、事業の詳細については、県ホームページをご覧ください。担当課にお問合せください。</li> </ul>
共通資料14	高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の徹底について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県の新型コロナウイルス感染状況の段階は、7月1日にステージⅢからステージⅡに引き下げられました。</li> <li>・ 一方で、大都市圏ではデルタ株による感染が継続的に確認されていること、東京オリンピック・パラリンピックの開催で人との接触機会が増えることが想定され、感染の拡大が懸念されること、県内でも新規感染者が確認されていること等から、「感染拡大警戒期間」を継続して、感染防止対策を徹底していくこととなりました。</li> <li>・ 各関係施設等においては、これを踏まえ、これまで送付している通知を改めて再確認していただき、引き続き感染防止対策を徹底していただくようお願いします。</li> <li>・ 特に、有症状にもかかわらず、出勤したことにより、クラスターが発生した事例が複数発生していることから、体調不良の場合は出勤せず、速やかな医療機関の受診・検査を徹底していただくようお願いします。</li> </ul>

## 令和3年度介護保険施設等集団指導資料のポイント

### 【介護老人保健施設】

資料番号等	資料名	ポ イ ン ト
共通資料15	新型コロナウイルス感染症関連各種通知等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月9日付け事務連絡「高齢者施設における感染対策の更なる推進について」において、自主点検やシミュレーションに活用可能なツール等がまとめられていますので、ご活用をお願いします。</li> <li>・令和3年4月5日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第20報）」において、新型コロナウイルスワクチン接種に係る介護報酬等の取扱いについて示されていますのでご注意ください。</li> <li>・令和3年4月23日付け事務連絡「介護サービス事業所によるサービス継続について（その3）」において、介護サービスの継続等についてまとめられていますのでご注意ください。</li> <li>・共通資料15-32のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」により、管轄の地域振興局・支庁に延長加算に係る届出書等を提出された指定通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所は、延長加算の算定を取り消す届出書等の提出をお願いします。（既に提出済みの事業所は不要です。）</li> </ul>
共通資料16	出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設に入所している方や疾病その他の理由（寝たきり等）により、理容所・美容所に来ることができない方に出張理容、出張美容が行われるときは、理容師又は美容師の施術や衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分した適切な場所の確保等をお願いします。</li> <li>・「疾病その他の理由」の対象範囲について、厚生労働省より参考資料①のとおり示されておりますので、必要に応じて確認して下さい。</li> <li>【参考資料①：理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象について（平成28年3月24日生食衛発0324第1号）】</li> <li>【参考資料②：出張理容・出張美容に関する衛生管理要領（平成19年10月4日 健発第1004002号）】</li> </ul>
共通資料17	介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年2月26日付け事務連絡「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について」において、BCP作成や見直しに資する研修動画が公開されていますので、業務の参考にしてください。</li> </ul>
個別資料1	介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の現場で働く介護職員の方の処遇改善を図るための「介護職員処遇改善加算」が平成24年度から、「介護職員等特定処遇改善加算」が令和元年10月から実施されております。</li> <li>・「介護職員等特定処遇改善加算」につきましては、令和3年度の介護報酬改定で配分ルールが見直され、より取得しやすくなっておりますので、まだ、取り組んでいない事業所におかれましては、「介護職員処遇改善加算」の取得を併せて積極的な取組をお願いします。</li> </ul>
個別資料2	高齢者福祉施設等における防災対策の強化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各高齢者福祉施設管理者においては、台風期を迎えるにあたり、令和3年5月28日付け、別添通知を御確認の上、集中豪雨、台風、地震等による非常事態に備えるとともに、施設利用者や職員等の安全確保に万全を期してください。</li> <li>・また、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている法人におかれましては、各事業所への周知も併せてお願いします。</li> </ul>

## 令和3年度介護保険施設等集団指導資料のポイント

### 【介護老人保健施設】

資料番号等	資料名	ポイント
参考資料	令和元年度及び2年度実地指導における文書指摘について	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和元年度及び2年度の各地域振興局及び支庁の実施指導における文書指摘事項をサービス種別毎に取りまとめた資料を掲載しました。ページ数が50ページありますので、印刷する場合は、よく確認し、必要なページのみ印刷してください。</li></ul>